

○ 証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）

改正案	現行
<p>(有価証券の譲渡に関する制限等) 第五条 (略)</p> <p>2 令第一条の五第三号に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合に該当することとする。</p> <p>一 社債券（特定社債券並びに法第二条第一項第七号の二に掲げる投資法人債券、同号に掲げる外国投資証券で投資法人債券に類するもの及び令第二条に規定する社会医療法人債券を含む。以下同じ。）及び法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で同項第一号から第四号に掲げる有価証券の性質を有するもの（新株予約権付社債券並びに資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号。以下「資産流動化法」という。）に規定する転換特定社債券及び新優先出資引受権付特定社債券（以下この条において「新株予約権付社債券等」という。）を除く。以下この号において「普通社債券等」という。） 次のいずれかに該当する場合</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>3 前項の規定による要件のほか、令第一条の五第三号に規定する内</p>	<p>(有価証券の譲渡に関する制限等) 第五条 (略)</p> <p>2 令第一条の五第三号に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合に該当することとする。</p> <p>一 社債券（特定社債券並びに法第二条第一項第七号の二に掲げる投資法人債券及び同号に掲げる外国投資証券で投資法人債券に類するものを含む。以下同じ。）及び法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で同項第一号から第四号に掲げる有価証券の性質を有するもの（新株予約権付社債券並びに資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号。以下「資産流動化法」という。）に規定する転換特定社債券及び新優先出資引受権付特定社債券（以下この条において「新株予約権付社債券等」という。）を除く。以下この号において「普通社債券等」という。） 次のいずれかに該当する場合</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>3 前項の規定による要件のほか、令第一条の五第三号に規定する内</p>

閣府令で定める要件は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げるすべての要件を満たすこととする。

一 社債券（新株予約権付社債券等、第六号に掲げる社債券、社債券の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債券振替法」という。）第六十六条に規定する振替社債（以下単に「振替社債」という。）第六十六条（同条第一号イからニまでを除く。）に規定する保険業法に規定する相互会社の社債（以下「相互会社の振替社債」という。）及び社債券振替法第百十八条において準用する社債券振替法第六十六条（同条第一号イからニまでを除く。）に規定する資産流動化法に規定する特定社債（以下「振替特定社債」という。）及び社債券振替法第百二十条において準用する社債券振替法第六十六条（同条第一号イからニまでを除く。）に規定する特別法人債（社会医療法人債券に表示されるべき権利に限る。以下「振替社会医療法人債」という。）に係るものを除き、当該社債券を無記名式に限る旨の定めがされているものに限る。）又は法第二條第一項第九号に掲げる有価証券のうち同項第一号から第四号までに掲げる有価証券の性質を有するもの（新株予約権付社債券等、第六号に掲げる社債券の性質を有するもの及び社債券振替法第百二十七条において準用する社債券振替法第六十六条（同条第一号を除く。）に規定する外国又は外国法人の発行する債券に表示されるべき権利（以下「振替外債」という。）に係るものを除く。）

閣府令で定める要件は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げるすべての要件を満たすこととする。

一 社債券（新株予約権付社債券等、第六号に掲げる社債券、社債券の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債券振替法」という。）第六十六条に規定する振替社債（以下単に「振替社債」という。）第六十六条（同条第一号イからホまでを除く。）に規定する保険業法に規定する相互会社の社債（以下「相互会社の振替社債」という。）及び社債券振替法第百十八条において準用する社債券振替法第六十六条（同条第一号イからホまでを除く。）に規定する資産流動化法に規定する特定社債（以下「振替特定社債」という。）に係るものを除き、当該社債券を無記名式に限る旨の定めがされているものに限る。）又は法第二條第一項第九号に掲げる有価証券のうち同項第一号から第四号までに掲げる有価証券の性質を有するもの（新株予約権付社債券等、第六号に掲げる社債券の性質を有するもの及び社債券振替法第百二十七条において準用する社債券振替法第六十六条（同条第一号を除く。）に規定する外国又は外国法人の発行する債券に表示されるべき権利（以下「振替外債」という。）に係るものを除く。）

イ〜ハ (略)

二 振替社債、社債等振替法第百十五条において準用する社債等振替法第六十六条(同条第一号を除く。)に規定する投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債(以下「振替投資法人債」という。)、相互会社の振替社債、振替特定社債、振替社会医療法人債、社債等振替法第百二十一条において準用する社債等振替法第六十六条(同条第一号を除く。)に規定する投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託の受益権(以下「振替投資信託受益権」という。)、社債等振替法第百二十四条において準用する社債等振替法第六十六条(同条第一号を除く。)に規定する資産流動化法に規定する特定目的信託の受益権(以下「振替特定目的信託受益権」という。)
及び振替外債(以下この号において「振替債等」という。)

イ・ロ (略)

三〜八 (略)

4〜8 (略)

(同一種類の他の有価証券)

第六条 (略)

(有価証券の譲渡に関する制限等)

第七条 (略)

2 (略)

イ〜ハ (略)

二 振替社債、社債等振替法第百十五条において準用する社債等振替法第六十六条(同条第一号を除く。)に規定する投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債(以下「振替投資法人債」という。)、相互会社の振替社債、振替特定社債、社債等振替法第百二十一条において準用する社債等振替法第六十六条(同条第一号を除く。)に規定する投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託の受益権(以下「振替投資信託受益権」という。)、社債等振替法第百二十五条において準用する社債等振替法第六十六条(同条第一号を除く。)に規定する資産流動化法に規定する特定目的信託の受益権(以下「振替特定目的信託受益権」という。)
及び振替外債(以下この号において「振替債等」という。)

イ・ロ (略)

三〜八 (略)

4〜8 (略)

(同一種類の他の有価証券)

第六条 (略)

(有価証券の譲渡に関する制限等)

第七条 (略)

2 (略)

<p>3 令第一条の七第三号に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合に該当することとする。</p> <p>一 社債券（振替社債、相互会社の振替社債、振替特定社債及び振替社会医療法人債に係るものを除く。）及び法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で同項第一号から第四号までに掲げる有価証券の性質を有するもの（振替外債に係るものを除く。） 次のいずれかに該当する場合</p> <p>イ〜ハ (略)</p> <p>二 振替社債、振替投資法人債、相互会社の振替社債、振替特定社債、振替社会医療法人債及び振替外債（以下この号において「振替債」という。） 次のいずれかに該当する場合</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>三〜十一 (略)</p> <p>4〜8 (略)</p> <p>第八条〜第九条 (略)</p>	<p>3 令第一条の七第三号に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合に該当することとする。</p> <p>一 社債券（振替社債、相互会社の振替社債及び振替特定社債に係るものを除く。）及び法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で同項第一号から第四号までに掲げる有価証券の性質を有するもの（振替外債に係るものを除く。） 次のいずれかに該当する場合</p> <p>イ〜ハ (略)</p> <p>二 振替社債、振替投資法人債、相互会社の振替社債、振替特定社債及び振替外債（以下この号において「振替債」という。） 次のいずれかに該当する場合</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>三〜十一 (略)</p> <p>4〜8 (略)</p> <p>第八条〜第九条 (略)</p>
---	---